

引き続き お知らせ

麦・大豆生産者の皆さんへ  
麦と大豆に対する国の助成  
金が変わります

現在、国では麦や大豆など品目別に講じられている経営安定対策を見直して、対象を「担い手」に限定した「新たな経営安定対策」が平成19年産から導入されます。担い手にならない場合は、現在、麦や大豆の生産者手取り額の6〜7割を占める助成金が受けられなくなります。

■対象となる担い手  
新たな経営安定対策では、一定面積以上の経営規模があり、次のいずれかに該当しなければ助成が受けられません。

- 認定農業者
- 一定の要件を満たす集落営農組織

■一定の要件を満たす集落営農組織とは？  
小規模な農家の方も、一定の要件を満たす集落営農組織に参加することで、担い手の一員になれます。

具体的には、組織の立ち上げ時点で次の要件を満たす必要があります。

- 組織の規約を作成すること
- 集落営農の口座を設け集落の経理を一括して行うこと
- 一定面積以上の経営規模を有すること

■問合せ  
市庁舎本館農林水産課  
農政係 (内線2622)

10月は労働保険適用促進月間です

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。厚生労働省では10月を労働保険適用促進月間と定め、全国的に労働保険の加入促進に努めています。

- 問合せ  
○新居浜労働基準監督署  
TEL0897-37-0151
- ハローワーク西条  
TEL0897-56-3015

最低賃金改正のお知らせ

平成17年10月1日からの愛媛県最低賃金は、1時間614円に改定されました。

■問合せ

- 愛媛労働局賃金室  
TEL089-935-5205
- 新居浜労働基準監督署  
TEL0897-37-0151



ハーモニーハイツ三芳 宅地分譲中!

西条市土地開発公社では、三芳地区内において住宅地(ハーモニーハイツII区)の分譲を行っています。現在、30区画のうち残り8区画を分譲中です。住宅地をお探しの方、ぜひご検討ください。

分譲地の概要

- 場 所: 三芳地区内(位置図のとおり)
- 区 画 数: 8区画
- 面 積: 1区画当たり、187㎡~249㎡(約56坪~約75坪)
- 価 格: 1㎡当たり、約49,600円~52,700円  
1坪当たり、約163,300円~174,200円
- 用途地域: 第一種低層住居専用地域
- 建ぺい率: 50%以下
- 容 積 率: 80%以下

申込資格

分譲地に本人が居住するための住宅を5年以内に建築する見込みがあり、実際に同居、または同居しようとする親族がある方。

分譲の決定方法

申し込み受付順に選考のうえ決定します。

申込方法

申込書と住民票謄本を各1通持って、西条市土地開発公社へお申し込みください。申込書は西条市土地開発公社にあります。

申込先

西条市土地開発公社(市庁舎別館2階 用地課内) 内線2762

